

# アートで広げる子どもの未来プロジェクト業務委託 公募型企画プロポーザル募集要領

## 1 事業の目的

福島未来を担う子ども達に、将来「新生ふくしま」を推進する人材として活躍してもらうため、県内の子ども達を対象に多彩なアートプログラムを体験できるワークショップを実施することで、心豊かな成長を支援する。

ワークショップでは、子どもたちの知識の蓄積だけではなく、お互いの価値観を共有することで、多様性を認める寛容な考え方と新しい価値を創造する力を育むことを目的に実施する。

子どもたちの活動内容をインターネット上で発信することで、多くの人にふくしまの「今」を伝えていく。

## 2 業務概要

### (1) 対象事業

アートで広げる子どもの未来プロジェクト

### (2) 業務内容

別紙「アートで広げる子どもの未来プロジェクト業務委託仕様書（案）」

（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託業務期間

契約締結日より令和9年3月31日（水）まで

### (4) 委託費の上限

9,632,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 3 プロポーザルに係る事項

### (1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

① 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与してい

る者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

#### (2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び企画提案書様式等については、福島県文化スポーツ局文化振興課(以下、「文化振興課」という。)ホームページからダウンロードして入手してください。なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。

文化振興課HP:<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11055a/artproject.html>

## 4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

#### (1) 受付期限

令和8年3月25日(水)午後5時まで(必着)

#### (2) 提出先

「13 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり

#### (3) 提出方法

質問書(様式第1号)により、文化振興課宛に電子メールにより提出してください。

件名は「【質問】アートで広げる子どもの未来プロジェクト業務委託」とし、電話にて送信した旨をお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

#### (4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年3月27日(金)までの間に、文化振興課ホームページに公表します。なお、個別の回答は行いません。

## 5 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「アートで広げる子どもの未来プロジェクト業務委託公募型企画プロポーザル参加申込書」(様式第2号)を下記期限までに提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

- (1) 提出期限  
令和8年4月6日(月) 午後5時まで(必着)
- (2) 提出先  
「13 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり
- (3) 提出方法  
参加申込書(様式第2号)を電子メールにより提出してください。件名は「【企画プロポーザル参加申込書】アートの広げる子どもの未来プロジェクト業務委託」とし、送信後、電話にて送信した旨をお知らせください。

## 6 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加申込書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書を提出してください。

- (1) 提出書類
  - ア アートの広げる子どもの未来プロジェクト業務委託公募型企画プロポーザル参加申込書(様式第2号)  
※事前に提出された参加申込書の原本を提出してください。
  - イ 企画提案書(任意様式)
  - ウ 事業経費積算書
  - エ その他企画提案を説明するのに必要な書類
  - オ 事業者概要(様式第3号)
  - カ 業務実施体制書(様式第4号)
- (2) 提出期限  
令和8年4月13日(月) 午後5時まで(必着)
- (3) 提出先  
「13 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり
- (4) 提出方法  
郵送又は持参により提出してください。  
また、電子媒体一式を「13 問合せ先及び各種書類の提出先」記載のメールアドレスに送付してください。
- (5) 提出部数  
6部(正本1部、副本5部)

## 7 企画提案書の内容

本プロポーザルにおける企画提案内容として、以下の項目を設定します。企画提案書は別紙仕様書に基づき作成してください。

- (1) 本事業の目的を達成するための、事業運営の全体方針の提案。
- (2) 子どもを対象としたアートのワークショップ(県立美術館及び県立博物館のワークショップを除く)のプログラムについて企画のコンセプト及び実施計画(プログラム数、実施回数含む)の提案。
- (3) 活動内容をより広く発信するための効果的な広報・集客手法の提案。
- (4) その他、本事業の実施にあたり上記テーマ以外の企画提案や、提案者がアピールできる点について自由に記載すること(任意)。

## 8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 企画提案書の失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

### (2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

### (3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

### (4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

### (5) その他

ア 参加者は、参加申込書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

オ 契約の相手方の決定後、契約対象となる業務内容は、提案書の記載内容に拘束されるものではないものとします。

カ 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能ですが、実施できなかった場合には業務実施不可能となりますので、委託料が減額となることがあります。

キ 本事業の企画提案書及び企画提案協議による業務委託候補者の決定は、その契約に係る予算が可決され、4月1日以降の執行が可能となったときに効力が生じます。予算が可決されなかったときは契約を行わないものとし、そのことによるいかなる損害についても県は責任を負わないものとします。

## 9 プロポーザルの審査に関する事項

### (1) 審査方法

各者から提出された企画提案書について、下記の審査基準により、審査員が書面審査を実施します。

提案内容を総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査基準等

ア 審査基準

審査項目	評価の視点	配点
企画提案内容		
実施方針 (業務理解)	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。 ・意欲的な提案となっているか。	15点
企画提案 (企画性①)	・企画力の高い効果的、相乗的な事業展開となっているか。	15点
企画提案 (企画性②)	・具体的で、実現性の高い提案となっているか。	15点
企画提案 (企画性③)	・広告・宣伝方法は、集客力が高く、効果的な内容か。	15点
企画提案 (独創性)	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があり魅力的な提案となっているか。	15点
事業経費	・事業経費は適正であるか。	5点
業務遂行能力等		
業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	5点
スケジュール	・業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・進行管理体制は適切か。	5点
業務実績	・本業務と類似の業務の活動実績があるか。	10点
審査点	合計	100点

イ 評価方法

- ・審査項目毎に評価点を付す。
- ・評価基準は以下のとおりとする。

評価点			評価
15点満点	10点満点	5点満点	
15	10	5	優れている
12	8	4	やや優れている
9	6	3	普通
6	4	2	やや劣る
3	2	1	劣る

ウ 業務委託予定者の選定方法

各審査委員の評価点を集計して総合得点を算出し、総合得点が最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。

ただし、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）は、全審査委員の合計得点が6割以上（300点以上）であることを条件とします。

## 10 審査結果発表

### (1) 期日

令和8年4月22日（水）予定

### (2) 発表方法

参加者に対して、書面で通知します。

なお、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。

## 11 契約の締結等

### (1) 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果による仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し、決定します。

### (3) 契約保証金について

契約事業者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により契約保証金を納めることとします。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除します。

### (4) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

### (5) 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができます。

契約事業者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出してください。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照してください。

（電子契約サービスのページ /

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

### (6) その他

契約候補者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または協議の結果契約締結までに至らなかった場合、その者とは契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結協議を行います。

## 12 主なスケジュール（予定）

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| (1) 令和8年3月17日（火） | 公告（募集要領のHPによる公表）    |
| (2) 令和8年3月25日（水） | 質問書の提出期限（午後5時まで）    |
| (3) 令和8年3月27日（金） | 質問回答                |
| (4) 令和8年4月6日（月）  | 参加申込書の提出期限（午後5時まで）  |
| (5) 令和8年4月8日（水）  | 参加資格確認結果の通知         |
| (6) 令和8年4月13日（月） | 企画提案書等の提出期限（午後5時まで） |
| (7) 令和8年4月22日（水） | 書面審査結果の通知（予定）       |

## 13 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

福島県文化スポーツ局文化振興課（担当：遠藤）

電話：024-521-7154 E-mail: bunka@pref.fukushima.lg.jp

様式第 1 号 (添書不要)

## プロポーザル方式募集要領等に関する質問書

年 月 日

福島県知事

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
(作成担当者 )

業務名	アートで広げる子どもの未来プロジェクト業務委託
質 問 事 項	

アートで広げる子どもの未来プロジェクト  
業務委託プロポーザル参加申込書

年 月 日

福島県知事

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
(作成担当者)

福島県知事が発注する標記の業務について、参加を申し込みます。

なお、募集要領に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 4 福島県の県税を滞納していません。
- 5 消費税または地方消費税を滞納していません。

様式第3号

事業者概要

項目	内容
名称	
代表者の職・氏名	
所在地	
電話番号	
ファックス番号	
ホームページ	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
業務内容及び特徴	
担当者の所属・職・氏名	
メールアドレス	
類似業務の主な実績	

記入上の注意

- 1 記載欄が不足する場合は、行間を拡充して記載してください。
- 2 事業者の概要がわかるパンフレットがあれば併せて提出してください。

### 業務実施体制書

○人員予定配置

業務内容	担当者氏名	従事者数

○この他に人員配置があれば業務名と人数を記入すること。

※ 他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託、委任または学識経験者等の技術協力を受けて業務実施する場合は、以下に該当事項を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

分担業務の内容	再委託先または協力先、及びその理由（企業の技術的特徴等）